

函館市監査公表第13号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年8月19日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 出村 ゆかり

函館市監査委員 道畑 克 雄

函 市 民

令和7年(2025年)7月29日

函館市監査委員 様

函館市長 大 泉 潤

令和6年度(2024年度)包括外部監査の結果に基づく措置の
通知について

令和7年(2025年)3月27日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和6年度（2024年度）包括外部監査の結果に基づく措置
（特定の事件名 男女共同参画に関する事務の執行について）

1 指摘事項

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
市民部 市民・男 女共同参 画課	<p>函館市女性センターについて</p> <p>耐震調査・対策等の建物の老朽化対策を速やかに実施されたい</p> <p>女性センターの建物は老朽化が著しく、特に耐震対策が不十分である状況は、職員、市民の生命身体の危険に関わる問題であり、新基準による診断が必要と考える。</p> <p>また、冷暖房設備の不足や不十分な状態は、職員や市民の生命身体の危険性に関わるものであり、労働環境や、委託業務である各種講座の実施などへ影響を与える問題である。</p> <p>なお、女性センターの移転計画も存在するが、移転の時期や建物の概要が示されたばかりであり、実現までには時間を要するところである。</p> <p>たしかに、遠からず施設の移転がなされるのであれば、老朽化した建物のバリアフリー化に膨大なコストを投じることが費用対効果の面で悩ましい問題ではある。</p> <p>少なくとも耐震対策や冷暖房設備の改善は、利用者や施設職員の生命身体に直接関わる重大な問題である。近い将来の移転の可能性は、耐震対策等を行わない理由にはならない。</p>	175	<p>女性センターの施設につきましては、これまで、指定管理者と連携しながら、きめ細かな点検や定期的な安全確認を継続的に行っているところであり、建築基準法に定められている特定建築物の定期検査を3年ごとに実施し、施設の安全性などを確認しているほか、指定管理者と連携しながら、日常的に、目視での安全確認も行っているところですが、今後におきましては、移転までの間、これまで以上に点検・修繕等に気を配り施設の安全確保に努めてまいります。</p>
市民部 市民・男 女共同参 画課	<p>函館市女性センターについて</p> <p>函館市女性センター条例を改正し、施設名称を男女共同参画の推進にふさわしいものに変更されたい</p> <p>女性センターは、男女共同参画社会の形成の促進に寄与するための施設であり、市の男女共同参画の推進における中心的な役割を担うものであるが、その名称は「『女性』センター」のままとなっている。そのため、同センターの役割が市民に伝わらず、男性は利用できないのではないかという誤った認識や、男性が利用しにくいといったバイアスを生じさせかねないため、「函館市男女共同参画推進センター」</p>	178	<p>女性センターは、男女共同参画の拠点施設として位置付けており、施設の役割や目的が名称から適切に伝わることは重要であることを認識しております。当該施設につきましては、駅前に整備される新たな公共施設への機能移転をお示したところであり、名称や愛称については、ご指摘の趣旨を踏まえ、利用者の意見などを伺いながら、検討を進めてまいります。</p>

	<p>等に名称を変更すべきである。</p> <p>また、公共施設においては、正式名称以外に愛称を設けて市民への親しみやすさを向上するような取組も見られる。愛称をつけることで、男女共同参画の推進のための施設であることをより広く市民に周知させることが可能になると考えられるため、愛称を設けることも検討されたい。その際には、男女共同参画社会の推進の周知・広報を兼ねるべく、公募によることが望ましい。</p> <p>なお、施設の名称の変更には条例の改正が必要であり、手続きには時間を要するが、「愛称」については、法令上、その設定に特段の制限がないため、優先することも検討に値するものと思料する。</p>		
<p>市民部 市民・男女共同参画課</p> <p>総務部 行政改革課</p>	<p>函館市女性センターについて</p> <p>管理委託料が適切なものとなっているかの検証を行い、燃料費や光熱費の高騰への対策等をなされたい</p> <p>委託料の設定にあたっては、委託事業の重要性や指定管理者の業務の具体的状況を十分に確認・検証して、適切な金額を設定されることを求める。</p> <p>特に、社会情勢の変化による燃料費や光熱費の高騰への対策については、指定管理者に過大な負担が生じないように、柔軟に対応できるような枠組み等を検討されたい。</p>	179	<p>次期指定管理委託料の設定にあたっては、直近の管理運営業務の実績を検証し、物価高騰等の社会情勢の変化も踏まえた積算に努めてまいります。</p> <p>また、本市においては、令和5年度（2023年度）と令和6年度（2024年度）に、指定管理制度導入施設における光熱費の高騰への対応として、収支不足額を限度とした光熱費の不足分の補填を行なったところであり、今後におきましても、柔軟な対応について検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>市民部 市民・男女共同参画課</p>	<p>パートナーシップ宣誓制度について</p> <p>男女共同参画推進条例にパートナーシップ宣誓制度について盛り込む等、パートナーシップ宣誓制度の法的基盤を十分なものにされたい</p> <p>パートナーシップ宣誓制度といった非常に重要な制度について、条例の定めがなく、要綱に定められているに留まっていることは、LGBT理解促進法の趣旨や、法律に基づく行政がなされているかという点で不十分である。</p> <p>また、現時点において、性の多様性に関する事柄を定める条例が存在しないということも同様である。</p> <p>函館市男女共同参画推進条例を、現在の問題意識を反映させる形で改正することや、その中に性の多様性の問題やパートナーシップ宣誓制度を盛り込</p>	188	<p>本市におけるパートナーシップ宣誓制度については、令和3年度（2021年度）に函館市パートナーシップ制度検討委員会を立ち上げ、その検討の中で、導入後は定期的な見直しを行うことや、スピード感を持って制度を開始することができることから、要綱で規定したものでありますが、他都市の動向も鑑みながら、引き続き検討するとともに、市民の皆様にも多様性について正しい理解と認識を深めていただけるよう、啓発等に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

	<p>むことは、函館市のこれらの問題に対する態度、積極的な姿勢を明確に示すものとなる。</p>		
--	---	--	--

令和6年度（2024年度）包括外部監査の結果に基づく措置
（特定の事件名 男女共同参画に関する事務の執行について）

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
市民部 市民・男 女共同参 画課	<p>メールマガジンによる情報発信、提供</p> <p>情報発信の手段として、SNSの活用に注力することを検討されたい</p> <p>近時は、各種SNSによる情報発信、情報の検索が一般的であり、メールマガジンという形式はやや古い手法となりつつある。</p> <p>また、メールマガジンへの登録は、男女共同参画について関心がある市民に限られるといえ、もともと関心を有していない市民への意識付け、入り口としてのツールとはなりにくい。</p> <p>メールマガジンへの登録者数は、70人程度とあまりに少数であり、記事の作成の労力とその効果とを比較すると、情報発信の手段としては非効率的である。</p> <p>SNSは、その特性上、メールマガジンと比べ一度に発信できる情報量が少ないというデメリットはあるが、少ない労力でより広い範囲に情報発信が可能になるというメリットは大きいいため、より多くの市民に対する情報発信という観点から、メールマガジンの発行継続について見直しを検討されたい。</p>	69	<p>近年、SNSは情報の受発信手段として急速に浸透し、その即時性や拡散性を活かした活用が有効であることから、女性センターにおける各種講座の案内や募集などに活用しております。</p> <p>メールマガジンは、男女共同参画に関心をお持ちの市民へ継続的かつ体系的な情報を提供できることから、SNSとは異なる特性と意義を有しており、流動的なSNSの情報に比べ、受信者の手元に確実に届く情報媒体としてのメリットがあるものと考えております。</p> <p>今後におきましては、ご意見の趣旨を踏まえ、効果的かつ効率的な情報発信について検討してまいります。</p>
市民部 市民・男 女共同参 画課	<p>意識調査の実施</p> <p>回答率向上のための周知・広報等を工夫されたい</p> <p>本調査の回答率は、市民で39.7%、事業所で40%に留まっており、低い状況である。</p> <p>有効・適切な政策を立案・実行していくにあたっては、正確な実態の把握が必要であり、真に市民全体の意識を反映するためには、さらなる回答率の向上が必要である。</p> <p>本調査が施策の推進状況の現状把握やその先の政策決定に極めて重要なものであることから、周知・広報の在り方や意識調査の具体的な実行方法自体の見直しなどの工夫を求める。</p>	74	<p>本調査については、市の男女共同参画基本計画の推進にあたり、市民・事業者の意識や現状を把握し、今後の取組みへの参考とするために実施しているものであり、市内に住民登録のある18歳以上の無作為抽出した男女2千人の方へ調査票を郵送し、回答をいただいたものです。</p> <p>調査実施は、市政はこだて等により周知しており、郵送のほかインターネットでの回答も可能としたほか、未回答の方に対しては回答を依頼するハガキを送付するなど、回答率の向上に努めておりますが、今後におきましても、効果的・効率的な実施方法について検討してまいります。</p>

<p>市民部 市民・男女共同参画課</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスに関する出前講座の開催</p> <p>本事業がより積極的に活用されるよう、周知・広報の方法を工夫されたい</p> <p>本事業は、事業者や学生にワーク・ライフ・バランスに関する意識を高め、職場改善のきっかけとして大変有効なものになっており、重要な意義を有するものと評価できるが、利用実績が少ない状況であることから、本事業の積極的かつ有効な周知・広報について検討・工夫することを求める。</p>	<p>84</p>	<p>本事業については、市政はこだてやホームページ、公式SNSでの周知のほか、事業者に対しては経済団体を通じてチラシの配付、高等教育機関等に対しては案内を送付しており、昨年度からは新たに民間事業者が無料で配布している地域情報誌へ広告を掲載し、さらなる周知に努めているところでありますが、今後につきましても、効率的かつ効果的な周知となるよう検討してまいります。</p>
<p>市民部 市民・男女共同参画課</p>	<p>男女共同参画苦情処理制度の活用</p> <p>男女共同参画苦情処理制度が市民に十分認知されているか、また、本制度の活用案内が十分になされているか点検を行うことを求める</p> <p>市は、あらゆる場面から、男女共同参画に関して生じている問題や市民の声を吸い上げて、適切な機関が対応することができるような仕組みづくりを行っていく必要があり、男女共同参画苦情処理制度もその一つであると考えます。</p> <p>しかしながら、本制度は事実上活用されていない状況であることから、本制度をより有効に活用すべく、制度自体の認知がされているかどうかについても再度点検を行うべきである。</p>	<p>99</p>	<p>本事業については、市政はこだてやホームページへ掲載するほか、公共施設でチラシを配布するなど、制度の周知を図っているところでありますが、今後につきましても、より効率的かつ効果的な周知方法を検討してまいります。</p>
<p>市民部 市民・男女共同参画課</p>	<p>性的少数者への理解の促進に関する事業</p> <p>市職員向けの研修参加者が増えるよう、研修内容の充実および市職員への働きかけを検討されたい</p> <p>市職員全体の人数を鑑みると、研修の参加者が極めて少なく、この現状には、速やかな改善が求められる。</p> <p>一度受講した職員であっても、再度受講しようと思えるような研修となるよう、その内容の見直しを図るとともに、職員に対する研修受講の呼びかけ、働きかけを積極的になされるよう検討を求める。</p>	<p>109</p>	<p>職員の理解促進は重要であり、継続した研修の必要性は認識しているところです。</p> <p>研修は、職員が実務に役立つ応用的な内容としておりますが、ご指摘の趣旨を踏まえ、より多くの職員の参加が得られるよう研修内容の充実など、検討してまいりたいと考えております。</p>

<p>市民部 市民・男女共同参画課</p>	<p>性的少数者への理解の促進に関する事業</p> <p>市職員向けハンドブックを速やかに改訂されたい</p> <p>現在発行されている市職員用のハンドブックの作成時期は、令和3年（2021年）4月30日であり、令和4年度（2022年度）に導入したパートナーシップ宣誓制度に関する記載がない。</p> <p>当該制度を職員全体に周知、理解してもらい、市民サービスにつなげるうえでも、ハンドブックを改訂し、同制度の基礎知識を掲載することは急務である。</p>	<p>110</p>	<p>現在、令和7年中の改版に向けて、ハンドブックの改訂作業を進めているところであり、パートナーシップ宣誓制度のほか、新たな事項を加えるなど内容の充実を図る予定であります。また、職員が容易にアクセスすることができる庁内Webへ掲載し、周知を図るほか、今後の職員向け研修等において配付する予定であります。</p>
<p>市民部 市民・男女共同参画課</p>	<p>性の多様性に係る事業者における職場環境づくりの推進</p> <p>LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業がより活用されるよう、企業・事業所への周知・広報の仕方等を工夫されたい</p> <p>本事業の活用実績は低い状況となっているが、事業が開始されて間もないため、各企業・事業所等が認知していない可能性も高い。</p> <p>企業向けハンドブックに本事業の紹介はされているが、事業の趣旨、必要性、企業側のメリット等が十分に記載されていないため、着目してもらいにくいものとなっている。</p> <p>より多くの企業を対象として実施されるよう、周知・広報の方法等を工夫し、積極的に事業を展開されたい。</p>	<p>117</p>	<p>本事業については、市政はこだてやホームページ、公式SNSでの周知のほか、事業者に対しては経済団体を通じてチラシを配付しており、昨年度からは新たに民間事業者が無料で配布している地域情報誌へ広告を掲載し、さらなる周知に努めているところでありますが、今後につきましても、効率的かつ効果的な周知となるよう検討してまいります。</p>
<p>市民部 市民・男女共同参画課</p>	<p>人材育成講座の開催</p> <p>指定管理者へのパソコン機材の貸与提供等を行い、より多くの市民が本講座を活用できるよう工夫されたい</p> <p>現時点で受講者数が6名に限定されている理由は、女性センターにおいて、市民の利用に供することができるパソコンが6台しかない、という物理的なものである。</p> <p>市は指定管理者に対して、備品の貸与を行うことができることから、指定管理者の負担を増加させることなく、事業効果を高めることは可能である。</p> <p>より多くの市民が本事業を利用できるようにすることが必要である。</p>	<p>126</p>	<p>講座の定員を増加することは、事業の効率および効果を高めるうえでも望ましいと考えております。</p> <p>定員の増員については、講師との調整が必要ではありますが、指定管理者との協議を進めており、必要な機材の貸与等、講座の充実に向け検討してまいります。</p>

<p>市民部 市民・男 女共同参 画課</p>	<p>パートナーシップ宣誓制度について</p> <p>他の自治体との連携をより積極的に行 われたい</p> <p>多くの自治体と相互利用連携体制を構築することは、同制度の利用主体である市民の権利擁護の観点や、要綱の趣旨のとおり「市民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、誰もが自分らしく暮らすことのできる函館市」の実現のために有効なものと考えられることから、本意見とするものである。</p>	<p>189</p>	<p>パートナーシップ宣誓制度における他都市との連携については、これまでに道内26自治体と連携協定を締結しておりますが、さらなる連携先の拡大を図るため、令和7年（2025年）4月に自治体間連携の全国的な枠組みである「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入したところです。</p> <p>これにより、令和7年4月の時点では、道内40市町村および道外20府県168市町村との連携体制が構築されております。</p>
-------------------------------------	---	------------	---

令和6年度（2024年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名 男女共同参画に関する事務の執行について）

3 要望

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
市民部 市民・男 女共同参 画課	<p>男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行</p> <p>配布先の拡大（企業への配布等）を検討するなど、男女共同参画社会の意識付け、掘り起こしの視点を持たれたい</p> <p>男女共同参画社会の推進のためには、もともと男女共同参画に関心を持った市民だけではなく、関心を持っていない市民に意識付けを行うことにも重点が置かれるべきである。</p> <p>「マイセルフ」は幅広い場所で配布はされているが、その多くが市の施設や行政機関等であり、さらなる活用のため、例えば、配布先として試行的に企業・事業者等も加えて、その反響をリサーチしてみるなどを検討されたい。</p>	56	<p>「マイセルフ」は、公共施設や高等教育機関のほか、包括連携協定を締結しているスーパーを含む市内約100か所において、約4千部を配布しております。</p> <p>また、市のホームページ上においても閲覧できることから、公式SNS等によりホームページへ誘導するなど、より多くの方がご覧いただけるような方策について検討してまいります。</p>